

名古屋市立工業高等学校 校則見直し規定

- 1 名古屋市立工業高等学校則（以下、校則）は、校長が決定をする。
- 2 校則は、スクールポリシー等に照らし、または社会の変化に応じて適宜見直しをする。
- 3 本校生徒は、生徒会を通じて生徒議会を招集し校則改正の承認を得た後、校長に対して校則改正を要求することができる。
- 4 校長は、生徒会から校則改正の要求があったとき、または校則の見直しが必要であると判断したときは、関係委員会等を設置し、適切な方法によって生徒や保護者、教職員から意見を聴取するとともに、その内容について検討、協議をする。
- 5 校長は、関係委員会等の意向を踏まえ、校則改正について決定をする。
- 6 校長は、校則改正の決定における協議の経過や決定理由について、生徒や保護者、教職員に周知し説明をする。